

豊島区分別収集計画

平成19年6月

豊島区清掃環境部

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1項)	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	4
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	5
8	各年度において得られる分別機銃適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	6
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	7
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

豊島区分別収集計画

平成19年6月

1 計画策定の意義

経済成長、経済発展に伴う大量生産・大量消費・大量廃棄型の活動は、天然資源の枯渇、地球規模での環境破壊等を引き起こし、極めて憂慮すべき状況下にある。

このため、我が国においても「循環型社会」の形成を目指し、国をあげて取り組みを進めることを強く打ち出しているところである。

しかしながら、排出される廃棄物の中には、未だ再使用、再利用できる資源も相当量含まれている状況にある。

今後はこれらの資源をいかに活用し、廃棄物として排出されないようにするかが大きな課題であり、住民・事業者・行政が一体となった取り組みを一層進めていくことが必須である。

本区における資源の分別収集は、昭和47年当時から現在も続く「集団回収豊島方式」と、平成14年から区内全域の集積所における新パイロットプランによる資源回収を実施し、ごみ減量・リサイクル推進を図ってきた。

また、このような中、平成17年10月の区長会において「廃プラスチック類」について新たなエネルギー資源活用を行う「サーマルリサイクル」の実施が了承された。

本区も、平成19年7月から同事業のモデル事業を導入するとともに、新パイロットプランを「新資源回収」に改め、回収回数を週1回から週2回に倍増させ、資源回収量の増加とごみの減量を目指している。

本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下「容器包装リサイクル法」という。)第8条の規定に基づいて、本区の容器包装廃棄物の分別収集を推進するため、今後5年間の回収目標並びに分別方法の方策を明らかにするものである。

2 基本の方針

本計画を実施するにあたっての基本の方針は次のとおりである。

- (1) 区民・事業者・行政が主体的に3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進することにより、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会から、資源循環型社会の実現を目指す。
- (2) 3Rをしてもなお排出されるごみについては、廃プラスチック類のサーマルリサイクルの導入により新エネルギーとして活用するなど、天然資源や環境の保全を図る。
- (3) 区民にとってわかりやすく参画しやすい資源回収(新資源回収等)を促進する。

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成20年4月を始期とする5か年(平成20年度～平成24年度)とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色びん、茶色びん、その他びん)、飲料用紙製容器包装、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、発泡スチロール製の食品トレイ(以下「トレイ」という。)、その他のプラスチック製容器を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：トン）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
容器包装廃棄物	20,763	20,965	20,525	20,124	19,739

（内訳）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
スチール製容器	1,426	1,471	1,436	1,403	1,372
アルミ製容器	433	449	438	428	418
無色びん	2,461	2,580	2,532	2,486	2,443
茶色びん	757	793	779	765	752
その他びん	238	250	245	241	236
飲料用紙製容器	463	460	448	436	425
段ボール	3,832	3,978	3,941	3,908	3,876
その他紙製 容器包装	2,535	2,483	2,416	2,357	2,300
ペットボトル	1,841	1,920	1,912	1,906	1,900
その他プラス チック製容器包装	6,777	6,581	6,378	6,194	6,017
うちトレイ	219	218	212	207	202

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、区民・事業者・リサイクル事業者と連携・協力することが不可欠である。リサイクル・清掃推進員等、各関係団体とも協力し、意識や認識の啓発に努める。

（1）排出抑制の促進

- ・区民や関係団体への働きかけ
（町会・地域関連団体による啓発活動、外国人向け普及啓発活動、4ヶ国語啓発チラシの配布、感謝状等の贈呈、マイバッグ運動）
- ・排出抑制事業の推進
（使い捨て容器利用抑制推進事業、商店街容器包装利用抑制推進事業）
- ・再使用への参加
（豊島リサイクルセンター、家具等のリサイクルコーナー、フリーマーケット、実践教室等）
- ・事業者への排出抑制の推進
（過剰包装等への抑制要請、排出抑制指導等）
- ・排出抑制状況の把握
（大規模事業所等のごみ処理・リサイクル状況の立ち入り指導等）

（2）普及啓発の促進

- ・エコライフ講座（リサイクル・清掃関連施設見学等）の開催
- ・ごみゼロデー及びリサイクル・ごみ減量週間の実施
- ・環境・3Rイベント等の開催
- ・子どもに対する清掃、環境、3R教育の推進
- ・清掃特集号、エコライフ情報誌等の発行
- ・区広報誌、区ホームページの活用
- ・地元ケーブルテレビの活用
- ・清掃事務所・区本庁舎ロビーでのパネル掲示

（3）再生品の活用

- ・再生品の販売（ペットボトル再生エコバッグ、区施設生ごみの再生肥料）
- ・地域での再生品の普及・販売
- ・再生品利用キャンペーンの充実
- ・学校教育等での再生品についての啓発

7 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本計画において、分別収集を行う容器包装廃棄物の種類及び分別区分を下記のとおり定める。

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		かん
主としてアルミ製の容器		
主としてガラス製の容器	無色ガラス製容器	びん
	茶色ガラス製容器	
	その他ガラス製容器	
主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするためのもの（原料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		牛乳パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって牛乳パック、段ボール以外のもの		厚紙製の箱・包装紙
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器であって、ペットボトル以外のもの		プラスチック容器（ボトルタイプ）
		トレー

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：トン）

	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
合計	(合計) 7,626		(合計) 8,236		(合計) 8,206		(合計) 8,176		(合計) 8,148	
	(引渡) 0	(独自処理) 7,626	(引渡) 0	(独自処理) 8,236	(引渡) 0	(独自処理) 8,206	(引渡) 0	(独自処理) 8,176	(引渡) 0	(独自処理) 8,148

（内訳）

	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
主としてスチール製の容器	754		820		806		792		779	
主としてアルミ製の容器	250		271		266		261		256	
無色のガラス製容器	(合計) 1,591		(合計) 1,737		(合計) 1,716		(合計) 1,695		(合計) 1,675	
	(引渡) 0	(独自処理) 1,591	(引渡) 0	(独自処理) 1,737	(引渡) 0	(独自処理) 1,716	(引渡) 0	(独自処理) 1,695	(引渡) 0	(独自処理) 1,675
茶色のガラス製容器	(合計) 489		(合計) 534		(合計) 528		(合計) 522		(合計) 516	
	(引渡) 0	(独自処理) 489	(引渡) 0	(独自処理) 534	(引渡) 0	(独自処理) 528	(引渡) 0	(独自処理) 522	(引渡) 0	(独自処理) 516
その他のガラス製容器	(合計) 154		(合計) 168		(合計) 166		(合計) 164		(合計) 162	
	(引渡) 0	(独自処理) 154	(引渡) 0	(独自処理) 168	(引渡) 0	(独自処理) 166	(引渡) 0	(独自処理) 164	(引渡) 0	(独自処理) 162
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの	96		105		104		103		102	
主として段ボール製の容器	2,732		2,912		2,910		2,908		2,906	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 213		(合計) 233		(合計) 239		(合計) 245		(合計) 251	
	(引渡) 0	(独自処理) 213	(引渡) 0	(独自処理) 233	(引渡) 0	(独自処理) 239	(引渡) 0	(独自処理) 245	(引渡) 0	(独自処理) 251
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器	(合計) 1,230		(合計) 1,328		(合計) 1,339		(合計) 1,350		(合計) 1,361	
	(引渡) 0	(独自処理) 1,230	(引渡) 0	(独自処理) 1,328	(引渡) 0	(独自処理) 1,339	(引渡) 0	(独自処理) 1,350	(引渡) 0	(独自処理) 1,361
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	(合計) 117		(合計) 128		(合計) 132		(合計) 136		(合計) 140	
	(引渡) 0	(独自処理) 117	(引渡) 0	(独自処理) 128	(引渡) 0	(独自処理) 132	(引渡) 0	(独自処理) 136	(引渡) 0	(独自処理) 140
うちトレイ	(合計) 36		(合計) 40		(合計) 40		(合計) 40		(合計) 40	
	(引渡) 0	(独自処理) 36	(引渡) 0	(独自処理) 40	(引渡) 0	(独自処理) 40	(引渡) 0	(独自処理) 40	(引渡) 0	(独自処理) 40

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

(算出式)

$$\begin{aligned} & \text{平成20年度} \cdots \text{平成18年度の行政回収実績量} \cdots (A) \\ & ((A) \div 2) + ((A) \div 2) \times 0.1 \times 0.6 \dots (B) \text{ 上半期} \\ & (A) \div 2 \times 1.6 \times 0.8 \dots (C) \text{ 下半期} \\ & \text{平成18年度の拠点・集団回収等回収実績量} \cdots (D) \\ & \underline{(B) + (C) + (D) = \text{平成20年度見込み量}} \\ & \text{平成21年度} \cdots (A) \times 1.6 \times 0.8 + (C) \\ & \text{平成22年度以降} \cdot \underline{\text{前年度収集見込み量} \times \text{回収量増減率}} \end{aligned}$$

平成20年9月まで、区内10%の地域で資源回収を週1回から週2回に倍増するため、回収量が60%程度増加するものと見込んでいる。同年10月からは、区内全域で実施するが、60%増加が80%達成すると見込んだ。21年度は、4月から区内全域で実施し、60%増達成が80%とした。22年度以降は、過去の平均増減率を乗じて算出した。

(平成16年度実施の組成調査結果から、ごみに混入する資源の割合で資源量を推定し、その資源のうち一定の分別協力率を想定すると、資源量が60%増加すると見込んだ。)

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集の収集・運搬・選別・保管は、区より委託を受けた民間業者が行う。

現在、町会等の団体が取り組んでいる、びん・かん・段ボール回収等については、引き続き団体が分別し、委託を受けた業者が収集・運搬等を行う。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

本区は、民間施設の活用を積極的に進めてきたことから、基本的に民間施設での選別、圧縮、保管を行うとともに、民間再商品化ルートの活用を図る。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7号)

資源循環型社会づくりを目指し、(1)計画、(2)普及啓発、(3)団体育成支援、(4)実践活動の取り組み強化、(5)事業者との連携、(6)再生品の利用拡大、の6つの柱立てを行い、施策を展開する。

施策の展開について、区民・事業者・行政・リサイクル業者からの委員で構成するリサイクル・清掃審議会において審議を行う。

(1) 計画

3R 推進によるごみ減量と、廃プラスチックサ - マルリサイクル実施による新エネルギーを活用することで、資源循環型社会推進事業を進める。

(2) 普及啓発

区民・事業者等への普及・啓発を進めるため、広報としまや区ホームページ、地元ケーブルテレビを活用する。また、地域、学校、商店街等に対し戸別啓発の促進を図る。

(3) 団体育成・支援

区民による集団回収に対して、報奨金の支給や資源保管倉庫の貸し出し等を行う。

(4) 実践活動の取り組み強化

発生抑制 (リデュース)

- ・ 商店街容器包装利用抑制推進事業

再使用 (リユース)

- ・ 使い捨て容器利用抑制推進事業
- ・ フリーマーケット等の促進
- ・ 家具等の再使用の促進

再利用 (リサイクル)

- ・ 行政回収 (新資源回収) の強化・・・週 1 回から、週 2 回へ回収回数倍増
- ・ 区民による集団回収を促進する

(5) 事業者との連携

- ・ 事業系リサイクル事業の拡大、促進を図る
- ・ 庁内リサイクルの徹底

(6) 再生品の利用拡大

- ・ 再生品利用キャンペーンの推進
- ・ 資源回収したのちから商品化したものの利用拡大
(ペットボトル再生品・・・エコバッグ、区施設生ごみ再生品・・・肥料)
- ・ 再生品、パネル展示の充実
- ・ 地域での再生品の普及、販売

豊島区分別収集計画

平成19年6月

豊島区清掃環境部
計画管理課 計画調整係

電話03(3981)1320